

平成23年度版

# 受験生チャレンジ支援貸付事業 貸付金のご案内

## 1 概要

受験生チャレンジ支援貸付事業貸付金（受験生チャレンジ支援貸付金）は、学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用について貸付けを行うことにより、一定所得以下の世帯の子供への支援を目的とした貸付金です。

### <貸付金の種類>

#### ○学習塾等受講料貸付金

入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用を貸付けます。

※貸付対象となる学習塾等（進学希望先含む）には要件があります

#### ○受験料貸付金

高等学校（特別支援学校高等部・高等専門学校を含む）および大学（短期大学・専修学校・各種学校を含む）の受験料を貸付けます。

※貸付対象となる学校には、要件があります。

一人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。ただし、高校入学、大学入学に向けてそれぞれの該当年度で貸付要件に該当する場合は借入申込みは可能です。

## 2 ご利用いただける方

次の全てに該当し、区市町村窓口において貸付要件に該当すると判断された方。

(1) 世帯の生計中心者（20歳以上）であること

(2) 課税所得または総収入金額が一定基準以下であること

課税所得が一定額以下（扶養ありの場合：60万円以下）、もしくは下記の表に基づき、総収入が基準額以下であれば対象になります。

扶養人数	1人	2人	3人	4人	5人
総収入（年間）	260万円以下	320万円以下	380万円以下	440万円以下	500万円以下

\*上記の表で、扶養人数が1人増えるごとに60万円加算します。

\*賃貸物件に住んでいる方は、年額上限84万円（月額上限7万円）を限度に、家賃支払額を総収入額から減額できます。

\*営業所得など、給与収入以外の所得がある場合等は、課税所得で確認します（家賃減額はできません）。

(3) 預貯金等資産の保有額が600万円以下（世帯）であること。

(4) 土地・建物を所有していないこと（現在居住している場所の土地、建物は除く）

(5) 都内に引き続き1年以上在住（住民登録）していること

(6) 生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

※上記の要件を確認するため、課税証明書や住民票などの必要書類を提出していただきます。詳細については、お住まいの区市町村窓口にお問い合わせください。

### 3 相談・貸付から返済までのながれ

それぞれの資金について、区市町村の窓口でご相談・お申込みください。

- 1) お住まいの区市町村窓口へご相談ください（生活相談とご利用要件の確認を行いません）。
- 2) 貸付金の種類に応じて、必要な書類を用意し、借入申込書を記入していただきます。必要書類は、ご相談内容によって追加をお願いすることもあります。
- 3) 申込み関係書類を区市町村窓口へ提出してください。
- 4) 貸付実施機関（東京都社会福祉協議会）で審査を行いません。審査の結果により貸付できない場合もあります。
- 5) 東京都社会福祉協議会から借入申込者および連帯保証人の自宅宛に審査結果通知（貸付決定の場合は借用書など）を送ります。（※）
- 6) 借用書に、借受人・連帯保証人が自筆署名・押印（実印）し、必要書類とともに区市町村窓口へ提出してください。（※）
- 7) 貸付金が送金されます（借受人ご本人口座）。  
\* 貸付決定から資金交付まで、2～3週間程度かかりますので、ご了承ください。  
\* 資金使途のわかる書類（領収書等）を、原則2週間以内に区市町村窓口へ提出してください。
- 8) 貸付をおこなった年度末から据置期間（6か月）の後、返済が開始されます。
- 9) 返済が完了すると、借用書が返送されます。

（※） 審査結果通知は、居住確認のため転送不要・親展郵便でそれぞれの貸付金（債権）ごとに送付します。借用書および印鑑登録証明書等の添付書類は、借用書（債権）ごとに提出していただきます（塾代と受験料を同時に借入申込みをしても、別々の取り扱いとなります）。  
\* 借入申込みの期間は、子供が貸付けの対象となる年度の4月1日から翌年2月中旬までとなります（借入申込み期限がありますので、詳しくは区市町村窓口にご確認ください）。

### 4 貸付条件

次のいずれも満たし、貸付審査により返済の見込みがあると判断された方に貸付けを行います。

- (1) 以下の要件を満たす子どもを養育していること。
- (2) 同一世帯でない連帯保証人（1名）が確保できること（※）。
- (3) 他の公的資金の借受人や連帯保証人になっている場合、債務の滞納がないこと（詳細についてはご確認ください）。

\* 既に受験生チャレンジ支援貸付、チャレンジ支援貸付（平成22年度まで）、生活サポート特別貸付の連帯保証人になっている方は受験生チャレンジ支援貸付金を利用することはできません。

▶ 外国籍の方につきましては、別途要件がございますので、詳しくは区市町村窓口にご確認ください。

#### <子供の要件>

- (1) 原則、都内に1年以上在住していること。
- (2) 申込日の年度始め（4月1日）に20歳未満であること。
- (3) 中学3年生、高校3年生またはそれらに準じる者（中学校・高校既卒者、高等学校卒業程度認定試験合格者）であること

#### （※）◆連帯保証人の要件

- ・ 本人と同一世帯でなく、かつ申込み時に20歳以上であること
- ・ 本事業の収入要件を超える収入があること

\* 既に受験生チャレンジ支援貸付、チャレンジ支援貸付（平成22年度まで）、生活サポート特別貸付の借受人や連帯保証人になっていないこと（一部例外があります）。

\* 既に他の公的資金の借受人や連帯保証人になっている方で滞納が認められる場合は連帯保証人にはなれませんのでご注意ください。

\* 本貸付金の連帯保証人になっている方は、本貸付金を利用することはできません。

▶ 外国籍の方につきましては、別途要件がございますので、詳しくは区市町村窓口にご確認ください。

## 5 貸付資金の内容

学習塾等受講料貸付金	
貸付限度額	・ 中学3年生 200,000円 ・ 高校3年生とそれに準ずるもの 200,000円 (※1人の子供に対して、同一年度内に限り限度額まで複数回借入申込みが可能です。)
貸付の範囲	対象となる学習塾等(※1)の費用。原則未払いであるが、既払いでも申請可能(下記「両貸付金共通・その他」の項を参照のこと)
受験料貸付金	
貸付限度額	・ 中学3年生 50,400円(上限) ・ 高校3年生とそれに準ずるもの 105,000円(上限) (※1人の子供に対して、借入申込みは1回のみ。)
貸付の範囲	対象となる学校(※2)の受験料。原則未払いであるが、既払いでも申請可能(下記「両貸付金共通・その他」の項を参照のこと) ・ 中学3年生 1度の貸付けで4回(校)分の受験料まで貸付可 1回あたりの受験料は23,000円まで ・ 高校3年生とそれに準ずるもの 1度の貸付けで3回(校・学部等)分の受験料まで貸付可 1回あたりの受験料は35,000円まで ※受験の機会を1回とします。
(両貸付金共通)	
貸付利率	無利子
連帯保証人	1名必要(両資金を利用する場合は同一の連帯保証人でも可。)
据置期間	原則として、貸付を行った年度末の翌日から6か月以内
返済(償還)期間	据置期間経過後5年以内
その他	借入申込み前に、支払いが必要だった場合には、領収書等(子供の名前、塾名(印)または受験学校名、金額、支払日、内訳明細等が記載されたもの)の提出により、借入申込みを受付けます。詳細は区市町村窓口にお問い合わせください。借入申込み額は百円単位(端数が生じる場合は切り捨て)となります。

### ※1 貸付対象となる学習塾等とは・・・

- ・ 児童、生徒または学生を対象とし、有償で学力の教授を直接または通信で行うもの。
- ・ 一定期間以上運営を継続していること ・ 家庭教師は除く

\* 貸付対象(借入申込みできる)期間は、貸付けの対象となる年度の4月から受験までです。

### ※2 貸付対象となる学校とは・・・

学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校、各種学校(同法第1条、第124条、第134条)

\* 中学3年生の場合は、専修学校、各種学校は対象になりません。

## 6 貸付に必要な書類

借入申込みにあたって、受験生チャレンジ支援貸付事業の利用要件を確認する書類以外に、以下の書類をご用意いただく必要があります(書類により、区市町村窓口で原本確認し写しをとらせていただきます)。

### <共通書類>

- 借入申込書 ○身分証明書(免許証、パスポート、健康保険証など) ○子供の在学証明書または学生証
- 住民票(発行から3か月以内。世帯全員、続柄が記載されているもの。また、都内1年以上在住が確認できるもの)
- 借入申込者の課税証明書  
\* 最新のもの、課税所得額が記載、または総収入額、総所得金額、所得控除額、扶養親族の状況等控除の内容が記載されているもの
- 借入申込者および連帯保証人の印鑑登録証明書(貸付決定後、借用書に添付(借用書ごとに各1通必要。)借用書提出時に発行から3か月以内のものであること)

### <学習塾等受講料貸付金 個別必要書類>

- 塾等のパンフレット・申込書など(塾等の名称、開講年数、講座名および費用等が明記されたもの)
- 2回目の申請時には、初回の塾代等の費用の支払いを証明するもの

### <受験料貸付金 個別必要書類>

- 受験案内・入試要項等(学校名、学部名、受験日、受験料が明記されたもので、学校等の発行した書類や公式ホームページを印刷したもの)

## 7 ご返済について

(1) 貸付金は、無利子です。ただし、借用書で約束した返済期限を過ぎても返済が完了しない場合は、残元金に対して年利10.75%の延滞利子が発生します。

(2) 返済方法

① 借入額を返済月数で毎月返済する均等返済です（端数は最終回に上乗せ）。

② 返済は、原則として金融機関からの口座引落としとなります。

(3) 返済の例

学習塾等受講料20万円と受験料10万円のあわせて30万円を借入れた場合、翌年度10月から毎月あわせて5千円（返済は各々になります）を60回（5年間）で返済していただくこととなります（返済回数は60回が上限です）。

\* 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合、また借り受けた資金の用途をみだりに変更したり、他の事由に流用した場合には、資金を直ちに返還していただきます。

## 8 ご返済の免除（償還免除）について

受験生チャレンジ支援貸付金は、貸付対象となる学校（前頁※2）へ入学した場合、申請により返済が免除（償還免除）されます。

償還免除に際しては、償還免除申請書とともに入学した高校・大学等の在学証明書等を提出していただきます。

また、その他にも償還免除の適格要件に則り、返済が免除される場合がありますので、詳しくは区市町村窓口にお問い合わせください。

\* 受験生チャレンジ支援貸付金の返済が免除（償還免除）された場合は、免除された金額分は一時所得となりますので、必要に応じて確定申告等の手続きをしてください。

### ◆個人情報の取扱いについて

この資金のご利用に際して得た個人情報は、「東京都社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき取り扱います。  
(社会福祉法人東京都社会福祉協議会 162-8953新宿区神楽河岸1-1 tel 03-3268-7189)

### ■ご相談窓口